



宮 崎 県 公 報

令和6年3月25日(月曜日) 第494号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	公 告	
○宮崎県庁舎等管理規則の一部を改正する規則… (財産総合管理課) 1		○するめいか、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量… (漁業管理課) 27	
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則… (障がい福祉課) 1		○くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更… (“) 27	
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則… (こども家庭課) 18		人事委員会規則	
告 示		○会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則… 28	
○指定障害児通所支援事業者の指定… (障がい福祉課) 24		○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則… 29	
○救急病院の認定(2件)… (医療政策課) 24		○平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則… 29	
○保安林の指定施業要件の変更… (自然環境課) 25		県議会規則	
○公の施設の指定管理者の指定… (観光推進課) 25		○宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則… 29	
○家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示(家畜防疫対策課) 25			
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意… (水産政策課) 26			
○道路の区域の変更… (道路保全課) 26			
○道路の供用の開始… (“) 26			
○急傾斜地崩壊危険区域の指定… (砂防課) 27			

規 則

宮崎県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第20号

宮崎県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

宮崎県庁舎等管理規則(昭和35年宮崎県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(禁止事項) 第17条 [略] 2 本庁の課の長及び出先機関の長は、前項の規定に違反した者に対し、管理する室からの退出を求めることができる。 3 [略]	(禁止事項) 第17条 [略] 2 本庁の課の長及び出先機関の長並びに第5条第2項の規定により室の管理に当たる者は、前項の規定に違反した者に対し、管理する室からの退出を求めることができる。 3 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第21号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成26年宮崎県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(医療保護入院者の入院届)</p> <p>第12条 法第33条第7項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式によってするものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(応急入院届)</p> <p>第14条 法第33条の7第5項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式によってするものとする。</p> <p>(1) 法第33条の7第1項の規定による措置に係る届出 応急入院届（別記様式第13号）</p> <p>(2) 法第33条の7第2項後段の規定による措置に係る届出 特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録（別記様式第14号） （定期病状報告書）</p> <p>第15条 [略]</p> <p><u>2 法第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定による報告は、医療保護入院者の定期病状報告書（別記様式第16号）によってするものとする。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p>	<p>(医療保護入院者の入院届)</p> <p>第12条 法第33条第9項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式によってするものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 法第33条第6項の規定による更新に係る届出 医療保護入院者の入院期間更新届（別記様式第11号の2）</u></p> <p>(応急入院届)</p> <p>第14条 法第33条の6第5項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式によってするものとする。</p> <p>(1) 法第33条の6第1項の規定による措置に係る届出 応急入院届（別記様式第13号）</p> <p>(2) 法第33条の6第2項後段の規定による措置に係る届出 特定医師による応急入院（第33条の6第2項）届及び記録（別記様式第14号） （定期病状報告書）</p> <p>第15条 [略]</p> <p><u>2 [略]</u> <u>（措置入院決定報告書）</u></p> <p><u>第15条の2 法第29条第1項の規定による入院措置を採ったときの法第38条の3第1項の規定による通知は、措置入院決定報告書（別記様式第17号の2）によるものとする。</u></p>

別記様式第8号を次のように改める。

1 枚目

様式第 8 号 (第 9 条関係)

タツ

措置入院決定のお知らせ

住所

氏名

年 月 日

保健所長



【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他 ()】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 2 の規定】による入院措置 (措置入院・緊急措置入院) が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。
- 2 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 入院日から 7 日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。
- 5 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。

2 枚目に続く

2 枚目

- 6 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
- 7 あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出すことができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

病院所在地	通報窓口	連絡先（電話番号・メール・住所）
宮崎市	宮崎県障がい福祉課	
日南市・串間市	日南保健所	
都城市・北諸県郡	都城保健所	
小林市	小林保健所	
西都市	高鍋保健所	
日向市・東臼杵郡	日向保健所	
延岡市	延岡保健所	
西臼杵郡	高千穂保健所	

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

- 1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、宮崎県知事に請求することができます。
- この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか、又は下記にお問い合わせください。

3 枚目に続く

3 枚目

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 ）。

3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。 ）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 ）。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 ）。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
<p>様式第 9 号（第 10 条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>訪問指導等に関する意見</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、<u>ローマ数字</u>を○で囲むこと。</p> <p>様式第 10 号（第 12 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>次の者を医療保護入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 7 項の規定により届け出ます。</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>家族等の同意により入院した年月日</td> <td>年月日</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入院を必要と認めた精神保健指定医氏名</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「<u>第 33 条の 7 第 2 項入院</u>」と記載すること。）。</p> <p>なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。</p> <p><u>3～7</u> [略]</p> <p><u>8</u> 「同意をした家族等」の氏名の欄は、親権者が両親の場合は 2 人目を記載すること。</p> <p><u>9</u> [略]</p> <p><u>10</u> 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 5 に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。</p> <p><u>11</u> [略]</p> <p>様式第 11 号（第 12 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>次の者を特定医師の診察により医療保護入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 7 項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p>	[略]	訪問指導等に関する意見	[略]	[略]	家族等の同意により入院した年月日	年月日	[略]	[略]			入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	[略]		[略]	<p>様式第 9 号（第 10 条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>訪問支援等に関する意見</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、<u>ローマ数字等</u>を○で囲むこと。</p> <p>様式第 10 号（第 12 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>次の者を医療保護入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 9 項の規定により届け出ます。</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>家族等の同意により入院した年月日</td> <td>年月日</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>今回の医療保護入院の入院期間</td> <td>年月日まで</td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>入院を必要と認めた精神保健指定医氏名</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任された退院後生活環境相談員の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「<u>第 33 条の 6 第 2 項入院</u>」と記載すること。）。</p> <p>なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。</p> <p><u>3</u> 「今回の医療保護入院の入院期間」の欄は、<u>家族等の同意により入院した日から 3 月を上限とした年月日を記載すること。</u></p> <p><u>4～8</u> [略]</p> <p><u>9</u> 「同意をした家族等」の氏名の欄は、親権者が両親の場合は原則として 2 人目を記載すること。</p> <p><u>10</u> [略]</p> <p><u>11</u> 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員の氏名を記載した医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 5 に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。</p> <p><u>12</u> [略]</p> <p>様式第 11 号（第 12 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>次の者を特定医師の診察により医療保護入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 9 項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p>	[略]	訪問支援等に関する意見	[略]	[略]	家族等の同意により入院した年月日	年月日	[略]	今回の医療保護入院の入院期間	年月日まで		[略]	入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	[略]		選任された退院後生活環境相談員の氏名			[略]
[略]																																	
訪問指導等に関する意見																																	
[略]																																	
[略]																																	
家族等の同意により入院した年月日	年月日	[略]																															
[略]																																	
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	[略]																																
[略]																																	
[略]																																	
訪問支援等に関する意見																																	
[略]																																	
[略]																																	
家族等の同意により入院した年月日	年月日	[略]																															
今回の医療保護入院の入院期間	年月日まで																																
[略]																																	
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	[略]																																
選任された退院後生活環境相談員の氏名																																	
[略]																																	

- 1 [略]
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。
- なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～8 [略]
- 9 「同意をした家族等」の氏名の欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 [略]
- 11 「事後審査委員会意見」の欄は、記録の場合について記載すること。
- 12 [略]

- 1 [略]
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条の6第2項入院」と記載すること。）。
- なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～8 [略]
- 9 「同意をした家族等」の氏名の欄は、親権者が両親の場合は原則として2人目を記載すること。
- 10 [略]
- 11 「事後審査委員会意見」の欄は、知事への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。
- 12 [略]

別記様式第11号の次に次の1様式を加える。

様式第 11 号の 2 (第 12 条関係)

医療保護入院者の入院期間更新届

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名

次の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 9 項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		
	住 所			
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	年 月 日	今 回 の 入院年月日	年 月 日	
		入 院 形 態		
入 院 届 又 は 前回の入院期間更新届での 入 院 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	本 更 新 後 の 入 院 期 間	年 月 日	ま だ
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()		
入院又は前回更新日からの 治療の内容及び結果 (更新前の入院期間に係る 病状又は状態像の経過の概 要)				
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向			
< 現在の精神症状 >	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()			
< その他の重要な症状 >	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()			
< 問題行動等 >	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()			

< 現在の状態像 >	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()			
医療保護入院の 必要性 (患者自身の病気に対する 理解の程度を含め、任意入 院が行われる状態にない と判断した理由について 記載すること。)				
今後の治療方針(患者本人の 病識や治療への意欲を得る ための取組等を含む。)				
本更新に係る診察の年月日	年 月 日			
更新が必要と診断した 精神保健指定医氏名	署名			
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環 境相談員との相談状況、地域 援助事業者の紹介状況、医療 保護入院者退院支援委員会 での審議内容等について)	医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (年 月 日)			
今回の更新の直前の入院 又は更新に同意をした 家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年月日 年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年月日 年 月 日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ 場合は記載不要)	氏名	(男・女)	続柄	生年月日 年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年月日 年 月 日生
第33条第8項の規定に 基づき家族等の同意を得た ものとみなした場合は、 その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした			
	家族等へ通知を發した日	年	月	日
家族等に示した回答期限	年	月	日	
(回答期限は、通知を發した日から2週間を経過した日であることに留意)				
通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)				
年	月	日	(<input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ())	
年	月	日	(<input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ())	

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「本更新後の入院期間」の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>、<現在の状態像>の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 「更新が必要と診断した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 6 「退院に向けた取組の状況」の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付け障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、
 - ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、
 - ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
 - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等
 について記載すること。
- 7 「今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等」及び「今回の更新に同意をした家族等」の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 8 「今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等」及び「今回の更新に同意をした家族等」の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
 - ① 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
 - ② 死亡したとき
 - ③ 意思を表示できないとき
 のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、「通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）」の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）。
- 10 「今回の更新に同意をした家族等」の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。
- 11 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
<p>様式第12号（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>訪問指導等に関する 意 見</td> <td></td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、<u>ローマ数字</u>を○で囲むこと。</p> <p>様式第13号（第14条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>次の者を応急入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第5項の規定により届け出ます。</p> <table border="1"> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>入院年月日及び時刻</td> <td>年 月 日 (午前・午後 時)</td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)</td> <td></td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> </table> <p>〔略〕</p> <p>様式第14号（第14条関係）</p> <p>特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録</p> <p>〔略〕</p> <p>次の者を特定医師の診察により応急入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第5項の規定により届け出ます。</p> <p>〔略〕</p> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1～7 〔略〕</p> <p>8 「事後審査委員会意見」の欄は、<u>記録の場合について記載すること。</u></p> <p>9 〔略〕</p>	〔略〕	訪問指導等に関する 意 見		〔略〕	〔略〕	入院年月日及び時刻	年 月 日 (午前・午後 時)	〔略〕	応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)		〔略〕	<p>様式第12号（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>訪問支援等に関する 意 見</td> <td></td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、<u>ローマ数字等</u>を○で囲むこと。</p> <p>様式第13号（第14条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>次の者を応急入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。</p> <table border="1"> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>入院年月日及び時刻</td> <td>年 月 日 (午前・午後 時 分)</td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</td> <td></td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> </table> <p>〔略〕</p> <p>様式第14号（第14条関係）</p> <p>特定医師による応急入院（第33条の6第2項）届及び記録</p> <p>〔略〕</p> <p>次の者を特定医師の診察により応急入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。</p> <p>〔略〕</p> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1～7 〔略〕</p> <p>8 「事後審査委員会意見」の欄は、<u>知事への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。</u></p> <p>9 〔略〕</p>	〔略〕	訪問支援等に関する 意 見		〔略〕	〔略〕	入院年月日及び時刻	年 月 日 (午前・午後 時 分)	〔略〕	応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕		〔略〕
〔略〕																							
訪問指導等に関する 意 見																							
〔略〕																							
〔略〕																							
入院年月日及び時刻	年 月 日 (午前・午後 時)																						
〔略〕																							
応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)																							
〔略〕																							
〔略〕																							
訪問支援等に関する 意 見																							
〔略〕																							
〔略〕																							
入院年月日及び時刻	年 月 日 (午前・午後 時 分)																						
〔略〕																							
応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕																							
〔略〕																							

別記様式第15号から別記様式第17号までを次のように改める。

様式第 15 号 (第 15 条関係)

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名

措置入院者の症状等について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

措置入院者	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日
	氏 名	(男・女)		月 日	(満 歳)
	住 所				
措置年月日	年 月 日		今回の入院年月日	年 月 日	
			入院形態		
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()			
過去 6 か月間 (措置入院後 3 か月の場合は過去 3 か月間) の仮退院の実績	計 回	延日数	日		
過去 6 か月間 (措置入院後 3 か月の場合は過去 3 か月間) の治療の内容及び結果 〔問題行動を中心として記載すること。〕					
今後の治療方針 (再発防止への対応を含む。)					
処遇、看護及び指導の現状	隔 離	I 多用 II 時々 III ほとんど不要			
	注 意 必 要 度	I 常に嚴重な注意 II 随時一応の注意 III ほとんど不要			
	日常生活の介助指導必要性	I 極めて手間のかかる介助 II 比較的簡単な介助と指導 III 生活指導を要する IV その他 ()			
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (有・無) 上記で「有」の場合の紹介状況 ()				

重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後起こるおそれのある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)
1 殺人	A B <現在の精神症状>
2 放火	A B I 意識
3 強盗	A B 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()
4 不同意性交罪	A B II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)
5 不同意わいせつ	A B III 記憶
6 傷害	A B 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()
7 暴行	A B IV 知覚
8 恐喝	A B 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()
9 脅迫	A B V 思考
10 窃盗	A B 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸
11 器物損壊	A B 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()
12 弄火又は失火	A B VI 感情・情動
13 家宅侵入	A B 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進
15 自殺企図	A B 7 その他 ()
16 自傷	A B VII 意欲
17 その他 ()	A B 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止
	A B 6 無為・無関心 7 その他 ()
	A B VIII 自我意識
	A B 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()
	A B IX 食行動
	A B 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()
	<その他の重要な症状>
	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()
	4 その他 ()
	<問題行動等>
	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
	<現在の状態像>
	1 幻觉妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態
	4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態
	7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態
	10 その他 ()
診 察 時 の 特 記 事 項	
こ の 報 告 に 係 る 診 察 年 月 日	年 月 日
診 察 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 [] 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること (特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。)
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「重大な問題行動」の欄において、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後起こるおそれのある問題行動を指している。該当する全ての算用数字及びA又はBを○で囲むこと。
- 4 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 「診察時の特記事項」の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 6 「診察した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 「退院に向けた取組の状況」の欄は、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。
- 8 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記様式第16号 削除

様式第 17 号 (第 15 条関係)

任意入院者の定期病状報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名

任意入院者の症状等について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 2 項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

任意入院者	フリガナ			生年 月 日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
任意入院年月日 (第20条の規定による入院)	年 月 日	今 回 の 入院年月日	入院形態	年 月 日	
前 回 の 定 期 報 告 日 年 月 日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()			
過去12か月間の治療の内容とその結果 (過去12か月間の病状又は状態像の経過の概要並びに過去12か月間に行動制限が行われた際はその必要性について)					
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
任意入院継続の必要性 (通院への変更ができない理由について具体的に記載すること。)					
今 後 の 治 療 方 針					

<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
この報告に係る 診 察 年 月 日	年 月 日
診 断 し た 主 治 医 氏 名	署名

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）。
 なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 4 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とするのは「過去6か月間」と読み替えること。

- 5 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>、<現在の状態像>の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 「診断した主治医氏名」の欄は、主治医自身が署名すること。
- 7 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記様式第17号の次に次の1様式を加える。

様式第17号の2 (第15条の2関係)

措置入院決定報告書

年 月 日

宮崎県精神医療審査会 殿

宮崎県知事

次の者を措置入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項の規定により通知します。

申 請 等 の 形 式	i 親族又は一般人申請 (第22条)		ii 警察官通報 (第23条)	
	iii 検察官通報 (第24条)		iv 保護観察所長通報 (第25条)	
措 置 入 院 中 の 精 神 科 病 院	v 矯正施設長通報 (第26条)		vi 精神科病院管理者届出 (第26条の2)	
	vii 医療観察法対象者 [指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報] (第26条の3)			
	viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察 (第27条第2項)			
	名 称			
所 在 地				
措 置 入 院 者 (精 神 障 害 者)	フリガナ			
	氏 名	(男・女)	生年 月日	年 月 日 日生 (満 歳)
	住 所			
措置診察を行った年月日 及び精神保健指定医の氏名	精神保健指定医氏名		(指定医番号:	年 月 日)
措置診察を行った年月日 及び精神保健指定医の氏名	精神保健指定医氏名		(指定医番号:	年 月 日)
第29条の2の2第1項の 規定による移送の有無 (措置 診察後の移送の有無)	i 有		ii 無	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 選択肢は、それぞれ該当するローマ数字等を○で囲むこと。
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項又は第2項に基づき行われた精神保健指定医による診察の判定内容 (病名及び症状を含む。)については、該当する診察の際に作成された「措置入院に関する診断書」を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第22号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和45年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定の申請書等)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2 省令第18条の34の2及び第25条の21の3の申請書は、特定障害児通所支援（障害児入所支援）指定変更申請書（別記様式第14号の3）によるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(在所期間の延長決定通知)</p> <p>第12条 知事は、法第31条第1項から第3項までに規定する措置を採ることを決定したときは、在所期間延長決定通知書（別記様式第20号）により、関係の児童福祉施設又は指定発達支援医療機関の長及び本人又はその保護者に通知するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(児童自立生活援助の実施等)</p> <p>第12条の2 法第33条の6第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による申込みは、児童自立生活援助実施申込書（別記様式第21号）によってするものとする。</p> <p>2 知事は、法第33条の6第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による児童自立生活援助の実施を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書（別記様式第21号の2）により、本人及び児童自立生活援助事業を行う者（以下「児童自立生活援助事業者」という。）に通知するものとする。</p> <p>3 児童自立生活援助事業を行う住居（以下「児童自立生活援助事業所」という。）に入居している者が児童自立生活援助事業所を退去しようとするときは、本人又は児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所退去届出書（別記様式第21号の3）により届け出るものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(児童自立生活援助事業等の開始等の届出)</p> <p>第12条の3 [略]</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定の申請書等)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2 省令第18条の34の4及び第25条の21の3の申請書は、特定障害児通所支援（障害児入所支援）指定変更申請書（別記様式第14号の3）によるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(在所期間の延長決定通知)</p> <p>第12条 知事は、法第31条第1項に規定する保護を行うこととしたとき又は法第31条第2項若しくは第3項若しくは法第31条の2第1項若しくは第2項に規定する措置を採ることを決定したときは、在所期間延長決定通知書（別記様式第20号）により、関係の児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は指定発達支援医療機関の長及び本人又はその保護者に通知するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(児童自立生活援助の実施等)</p> <p>第12条の2 法第33条の6第2項の規定による申込みは、児童自立生活援助実施申込書（別記様式第21号）によってするものとする。</p> <p>2 知事は、法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書（別記様式第21号の2）により、本人及び児童自立生活援助事業を行う者（以下「児童自立生活援助事業者」という。）に通知するものとする。</p> <p>3 児童自立生活援助事業を行う住居等（以下「児童自立生活援助事業所」という。）に入居している者が児童自立生活援助事業所を退去しようとするときは、本人又は児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所退去届出書（別記様式第21号の3）により届け出るものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(児童自立生活援助事業等の開始等の届出)</p> <p>第12条の3 [略]</p> <p>(社会的養護自立支援拠点事業等の開始等の届出)</p> <p>第12条の4 法第34条の7の2第2項又は法第34条の7の5第2項の規定による届出は、社会的養護自立支援拠点事業（親子再統合支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業）開始届出書（別記様式第22号の4）によってするものとする。</p> <p>2 法第34条の7の2第3項又は法第34条の7の5第3項の規定による届出は、社会的養護自立支援拠点事業（親子再統合支援事業</p>

(里親認定及び登録の申請書等)

第13条の2 [略]

2 前項の申請書は、当該申請者の居住地を管轄する児童相談所又は福祉事務所の長を経由して提出しなければならない。この場合において、当該児童相談所又は福祉事務所の長は、児童相談所の職員、児童福祉司、社会福祉主事又は児童委員に当該申請者の家庭等の状況が里親として適当であるか否か、その他必要な調査をさせて作成した里親調査書(別記様式第23号の4)を添えて、知事に進達するものとする。

3 前項の場合において、福祉事務所の長が知事に進達するときは、児童相談所の長を経由するものとする。

4 [略]

様式第14号の4 (第6条の3関係)

(表面)

[略]

(裏面)

申請する減免の種類	[略]
	<input type="checkbox"/> 4 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定生活保護への移行予防措置(<input type="checkbox"/> 定率負担減免措置、 <input type="checkbox"/> 特例補足給付)を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

[略]

付表

[略]

様式第14号の10 (第6条の5関係)

(表面)

[略]

(裏面)

申請する減免の種類	[略]
	<input type="checkbox"/> 2 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定生活保護への移行予防措置(<input type="checkbox"/> 定率負担減免措置、 <input type="checkbox"/> 特例補足給付)を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

[略]

付表

[略]

様式第20号 (第12条関係)

[略]

[略]

、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業)変更届出書(別記様式第22号の5)によってするものとする。

3 法第34条の7の2第4項又は法第34条の7の5第4項の規定による届出は、社会的養護自立支援拠点事業(親子再統合支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業)廃止(休止)届出書(別記様式第22号の6)によってするものとする。

(里親認定及び登録の申請書等)

第13条の2 [略]

2 前項の申請書は、当該申請者の居住地を管轄する児童相談所の長を経由して提出しなければならない。この場合において、当該児童相談所の長は、児童相談所の職員又は児童福祉司に当該申請者の家庭等の状況が里親として適当であるか否か、その他必要な調査をさせて作成した里親調査書(別記様式第23号の4)を添えて、知事に進達するものとする。

3 [略]

様式第14号の4 (第6条の3関係)

(表面)

[略]

(裏面)

申請する減免の種類	[略]
	<input type="checkbox"/> 4 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定生活保護への移行予防措置(<input type="checkbox"/> 定率負担減免措置、 <input type="checkbox"/> 特例補足給付)を申請します。 ※福祉事務所長が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

[略]

付表

[略]

様式第14号の10 (第6条の5関係)

(表面)

[略]

(裏面)

申請する減免の種類	[略]
	<input type="checkbox"/> 2 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定生活保護への移行予防措置(<input type="checkbox"/> 定率負担減免措置、 <input type="checkbox"/> 特例補足給付)を申請します。 ※福祉事務所長が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

[略]

付表

[略]

様式第20号 (第12条関係)

[略]

[略]

西臼杵支庁長

<p style="text-align: center;">宮崎県知事 ㊟</p> <p style="text-align: center;">（宮崎県 児童相談所長 ㊟）</p> <p>児童福祉法第31条第1項（第31条第2項、第31条第3項）の規定により、次のとおり在所期間の延長を決定したので通知します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号（第12条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>児童自立生活援助の実施を受けたいので、児童福祉法第33条の6第2項（第33条の6第6項において準用する同条第2項）の規定により、次のとおり申し込みます。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号の2（第12条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>児童福祉法第33条の6第1項（第33条の6第6項において準用する同条第1項）の規定により、次のとおり児童自立生活援助の実施を決定したので通知します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号の4（第12条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日で決定した児童福祉法第33条の6第1項（第33条の6第6項において準用する同条第1項）の規定による児童自立生活援助の実施を次のとおり解除したので通知します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第22号（第12条の3関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">当該事業の用に供する施設</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table>	当該事業の用に供する施設	[略]	[略]		[略]		<p style="text-align: center;">宮崎県 福祉子どもセンター長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">児湯福祉事務所長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">（宮崎県 児童相談所長 ㊟）</p> <p>児童福祉法第31条第1項（第31条第2項、第31条第3項、<u>第31条の2第1項、第31条の2第2項</u>）の規定により、次のとおり在所期間の延長を決定したので通知します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号（第12条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>児童自立生活援助の実施を受けたいので、児童福祉法第33条の6第2項の規定により、次のとおり申し込みます。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号の2（第12条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>児童福祉法第33条の6第1項の規定により、次のとおり児童自立生活援助の実施を決定したので通知します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号の4（第12条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日で決定した児童福祉法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施を次のとおり解除したので通知します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第22号（第12条の3関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">当該事業の用に供する施設（<u>住居</u>）</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table>	当該事業の用に供する施設（ <u>住居</u> ）	[略]	[略]		[略]	
当該事業の用に供する施設	[略]												
[略]													
[略]													
当該事業の用に供する施設（ <u>住居</u> ）	[略]												
[略]													
[略]													

別記様式第22号の3の次に次の3様式を加える。

様式第22号の4 (第12条の4関係)

社会的養護自立支援拠点事業
(親子再統合支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業)

開始届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

〔 法人にあつては主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

社会的養護自立支援拠点事業（親子再統合支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業）を開始したいので、児童福祉法第34条の7の2第2項（第34条の7の5第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

経営者	氏名又は名称	
	住所又は主たる事務所の所在地	
職員の定数		
職務の内容	職員の種類	内容
主な職員の氏名		
当該事業の用に供する施設	名 称	
	種 類	
	所在地	
事業開始の予定年月日		

(添付書類)

- (1) 定款その他の基本約款
- (2) 運営規程
- (3) 職員名簿及びその職員の履歴書
- (4) 事業計画書及び収支予算書
- (5) 建物（及び土地）の所有等の状況を確認できる書類
- (6) 建物その他設備の規模及び構造等の概要が記載された図面

様式第22号の5（第12条の4関係）

社会的養護自立支援拠点事業
 （親子再統合支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業）
 変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあっては主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名〕

社会的養護自立支援拠点事業（親子再統合支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業）の届出事項を変更したので、児童福祉法第34条の7の2第3項（第34条の7の5第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称		
変更した事項	変更前	変更後
変更年月日		
変更理由		

（注） 変更の日から1か月以内に届け出ること。

様式第22号の6 (第12条の4関係)

社会的養護自立支援拠点事業
 (親子再統合支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業)
 廃止 (休止) 届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名)

社会的養護自立支援拠点事業 (親子再統合支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業) を廃止 (休止) したいので、児童福祉法第34条の7の2第4項 (第34条の7の5第4項) の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称		
廃止 (休止) 年月日		
廃止 (休止) の理由		
現に便宜を受けている者に対する措置	氏 名	措 置
(休止の場合) 休止予定期間		

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>様式第23号の2（第13条の2関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>経由機関 児童相談所（福祉事務所）</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第23号の3（第13条の2関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>経由機関 児童相談所（福祉事務所）</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第24号の4（第13条の2関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>児童相談所長（福祉事務所長）の意見</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">年 月 日 児童相談所長（福祉事務所長） 印</td></tr> </table>	[略]	経由機関 児童相談所（福祉事務所）	[略]	[略]	経由機関 児童相談所（福祉事務所）	[略]	[略]	児童相談所長（福祉事務所長）の意見	年 月 日 児童相談所長（福祉事務所長） 印	<p>様式第23号の2（第13条の2関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>経由機関 児童相談所</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第23号の3（第13条の2関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>経由機関 児童相談所</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第24号の4（第13条の2関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>児童相談所長の意見</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">年 月 日 児童相談所長 印</td></tr> </table>	[略]	経由機関 児童相談所	[略]	[略]	経由機関 児童相談所	[略]	[略]	児童相談所長の意見	年 月 日 児童相談所長 印
[略]																			
経由機関 児童相談所（福祉事務所）																			
[略]																			
[略]																			
経由機関 児童相談所（福祉事務所）																			
[略]																			
[略]																			
児童相談所長（福祉事務所長）の意見																			
年 月 日 児童相談所長（福祉事務所長） 印																			
[略]																			
経由機関 児童相談所																			
[略]																			
[略]																			
経由機関 児童相談所																			
[略]																			
[略]																			
児童相談所長の意見																			
年 月 日 児童相談所長 印																			

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 172号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300414	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-延岡ステップ	延岡市大武町2294番地3	株式会社カタヤマ	熊本県玉名郡南関町関東 130番地4	令和6年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス（多機能型）

宮崎県告示第 173号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
南部病院	宮崎市大字恒久 891番地14

- 2 救急病院の認定の有効期間

令和6年3月29日から令和9年3月28日まで

宮崎県告示第 174号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町1364番地 1

2 救急病院の認定の有効期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

宮崎県告示第 175号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字タブノキ5195-1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

字タブノキ5195-1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字タブノキ5195-1

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 176号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

県営国民宿舎えびの高原荘

県営えびの高原スポーツレクリエーション施設

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

小林まちづくり株式会社

代表取締役 終 崎 庄 二

小林市本町16番地

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 177号

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示

家畜人工授精講習会規程（昭和60年宮崎県告示第 521号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

(写真貼り付け欄) 縦5センチメートル、横4センチメートルで正面、上半身、無帽、無背景の写真をはり付けること。	出 願 人	ふりがな				
		氏 名				
		生 年 月 日	性別	男	女	
		現 住 所				
		本 籍				
		勤 務 先				
		連 絡 先 (携帯電話番号)				

「

(写真貼り付け欄)	ふりがな	
	氏 名	

」

縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートル又は縦 4.0センチメートル、横 3.0センチメートルで無帽、正面、上三分身、無背景の写真を貼り付けること。	出 願 人	生 年 月 日		に改める。
		現 住 所		
		勤 務 先		
		勤 務 先 住 所		
		連 絡 先 (携帯電話番号)		

別記様式第2号(その1)中「本籍 都道 府県」を削る。

別記様式第2号(その2)中「本籍 都道府県」を削り、

修業試験合格の年月日及び合格証の番号	年 月 日	都道 府県 第 号	を
--------------------	-------	-----------	---

修業試験に合格していることを証する書面 〔該当する字句を〕 ○で囲むこと。〕	修業試験合格証の写し・家畜人工授精師免許証の写し	に改める。
--	--------------------------	-------

別記様式第5号中「本籍(都道府県名又は国名)」を削る。

附 則

(施行期日)

- この告示は、公表の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の家畜人工授精講習会規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県告示第 178号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。)第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和6年3月1日
発起人の住所及び氏名	串間市 河野 泰幸 串間市 河野 正巳
加入区 の 名 称	串間市東第二加入区
区 域	串間市東漁業協同組合の地区
区 分	市木地区以外の者が営む総トン数10トン未満の漁船を使用して主にひき縄漁業以外の漁業を行うもの及び小型定置漁業

宮崎県告示第 179号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
313	県道	杉安高鍋線	西都市大字穂北字串木763番1地	旧	7.9~11.1	378.6
			先から同市同大字同字896番1地先まで	新	9.6~12.1	378.6

宮崎県告示第 180号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年3月25日から同年4月8日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
313	県道	杉安高 鍋線	西都市大字 穂北字串木 763番1地 先から同市 同大字同字 896番1地 先まで	令和6年3月25日

宮崎県告示第 181号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 穂佐ヶ原1地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	串間市大字西方字鎌牟田1213番3
2	” ” 字上ノ原1447番2
3	” ” ” 1447番5
4	” ” 字鎌牟田1212番14
5	” ” ” 1212番14
6	” ” ” 1212番14
7	” ” ” 1213番3
8	” ” ” 1212番1
9	” ” ” 1193番1
10	” ” ” 1193番1
11	” ” ” 1213番3

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を令和6年3月11日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日ま

での期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 するめいか

知事管理区分	数 量
宮崎県するめいか漁業	現行水準

第2 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	13.0トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	1.1トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	0.6トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	1.3トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	1.6トン

第3 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から12月まで）	11.6トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	2.1トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）	1.0トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）	0.6トン

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を令和6年3月7日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知

事管理漁獲可能量をいう。)は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第 1 くろまぐろ (小型魚)

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	7.7トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	1.6トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	0.6トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	0.9トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	2.0トン

第 2 くろまぐろ (大型魚)

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (4月から9月まで)	11.2トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (10月から3月まで)	1.6トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (4月から9月まで)	1.0トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (10月から3月まで)	1.5トン

人事委員会規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第9号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるものの範囲等)</p> <p>第4条 条例第5条第3項の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 6月1日を基準日とする期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員等として任用され、同日の翌日に同じ任命権者にフルタイム会計年度任用職員として任用されたものであって、任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったもの</p> <p>2 [略]</p> <p>3 在職期間の通算規定は、任命権者が別に定める。 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額の換算方法)</p> <p>第8条 条例第16条第2項の人事委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる勤務態様の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 各月毎の勤務日数が一定の場合 基準日が属する月の報酬（条例第16条第2項に規定する期末手当基礎額に算入する報酬に限る。次号において同じ。）としてその者が受けるべき1月分の報酬の額を合計する。</p>	<p>(期末手当及び勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるものの範囲等)</p> <p>第4条 条例第5条第3項の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員等として任用され、同日の翌日に同じ任命権者にフルタイム会計年度任用職員として任用されたものであって、任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったもの</p> <p>2 [略]</p> <p>3 在職期間及び勤務期間の通算規定は、任命権者が別に定める。 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の換算方法)</p> <p>第8条 条例第16条第2項の人事委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる勤務態様の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 各月毎の勤務日数が一定の場合 基準日が属する月の報酬（<u>条例第16条第2項に規定する期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に算入する報酬</u>に限る。次号において同じ。）としてその者が受けるべき1月分の報酬の額を合計する。</p>

(2) [略]

(2) [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第10号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
学校等 区 分	市郡名	町村名	学 校 等 名	級 別 区 分	学校等 区 分	市郡名	町村名	学 校 等 名	級 別 区 分
小学校	[略]				小学校	[略]			
	延岡市		[略]	[略]		延岡市		[略]	[略]
	[略]					[略]			
	同	同	松尾小学校			同	同	松尾小学校	
	[略]	美郷町	南郷小学校						
	[略]								
	[略]								
中学校	[略]				中学校	[略]			
	延岡市		[略]	[略]		延岡市		[略]	[略]
	[略]					[略]			
	同	椎葉村	椎葉中学校			同	椎葉村	椎葉中学校	
	[略]	美郷町	南郷中学校						
	[略]								
義務教 育学校	延岡市		[略]	[略]	義務教 育学校	延岡市		[略]	[略]
	東臼杵郡	美郷町	美郷北義務教育学校			東臼杵郡	美郷町	美郷北義務教育学校	
						同	同	美郷南学園	
	[略]								

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第11号

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県議会規則

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

宮崎県議会議長 瀨 砂 守

宮崎県議会規則第1号

宮崎県議会議事規則の一部を改正する規則

宮崎県議会議事規則（平成10年宮崎県議会議事規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（会議時間及び号鈴）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>（会議時間及び号鈴）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。